

水質総量規制制度の概要

1 目的

人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、汚濁負荷の削減目標量、目標年度等を定め、総合的・計画的な水質保全対策を推進する。

2 指定水域

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海

3 指定項目

化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量

4 対策の概要

（1）事業の実施

生活排水に係る汚濁負荷量を削減するため、下水道、合併処理浄化槽等の整備を推進する。

（2）総量規制基準による規制（「5」参照）

（3）削減指導等

小規模事業場、畜産・農業等に対し、汚濁負荷削減の指導等を行う。

5 総量規制基準

（1）適用対象（別紙）

公共用水域に污水又は廃液を排出する指定地域内の特定事業場のうち、一日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）。

（2）適用単位

総量規制基準は、個々の指定地域内事業場単位で、排出される汚濁負荷量の許容限度として都府県知事が定める。

（3）都府県知事による総量規制基準の設定

総量規制基準は、以下の算式により設定される。

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

{	L：排出が許容される汚濁負荷量（単位：kg/日）
	C：都府県知事が定める一定の濃度（単位：mg/ℓ）
	Q：特定排出水の量（単位：m ³ /日）

都府県知事は、この算式中Cで表される値について、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに、環境大臣が定める範囲（上限値及び下限値）内において定める。

また、都府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場（特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び新たに設置された指定地域内事業場については、より厳しい特別の総量規制基準を定めている。

なお、都府県知事が総量規制基準を定めるに当たっては、地域の特性に応じ、指定地域内事業場の実態及び排水処理技術水準の動向を勘案することとされている。

（４）特定排水

（３）の算式中Qによりその量が表される「特定排水」とは、特定事業場の排水のうち、事業活動その他の人の活動に使用された水であって、間接冷却水のようにその用途により汚濁負荷量が増加しない排水は除外される。

また、Q（特定排水の量）は、通常の操業状態における最大の特定排水量であり、生産設備の生産能力、污水处理施設の処理能力、操業時間等から、特定事業場の設置者が定め、水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置又は構造等変更の届出の際に届け出ることとなっている。したがって、届出の特定排水の量が増加すれば、総量規制基準値も大きくなる。

（５）指定地域内事業場が２以上の業種その他の区分に属する場合の取り扱い

生産工程等が２以上の業種その他の区分に区分される指定地域内事業場の総量規制基準は、それぞれの業種その他の区分ごとに算定した汚濁負荷量を合計した値として定められる。

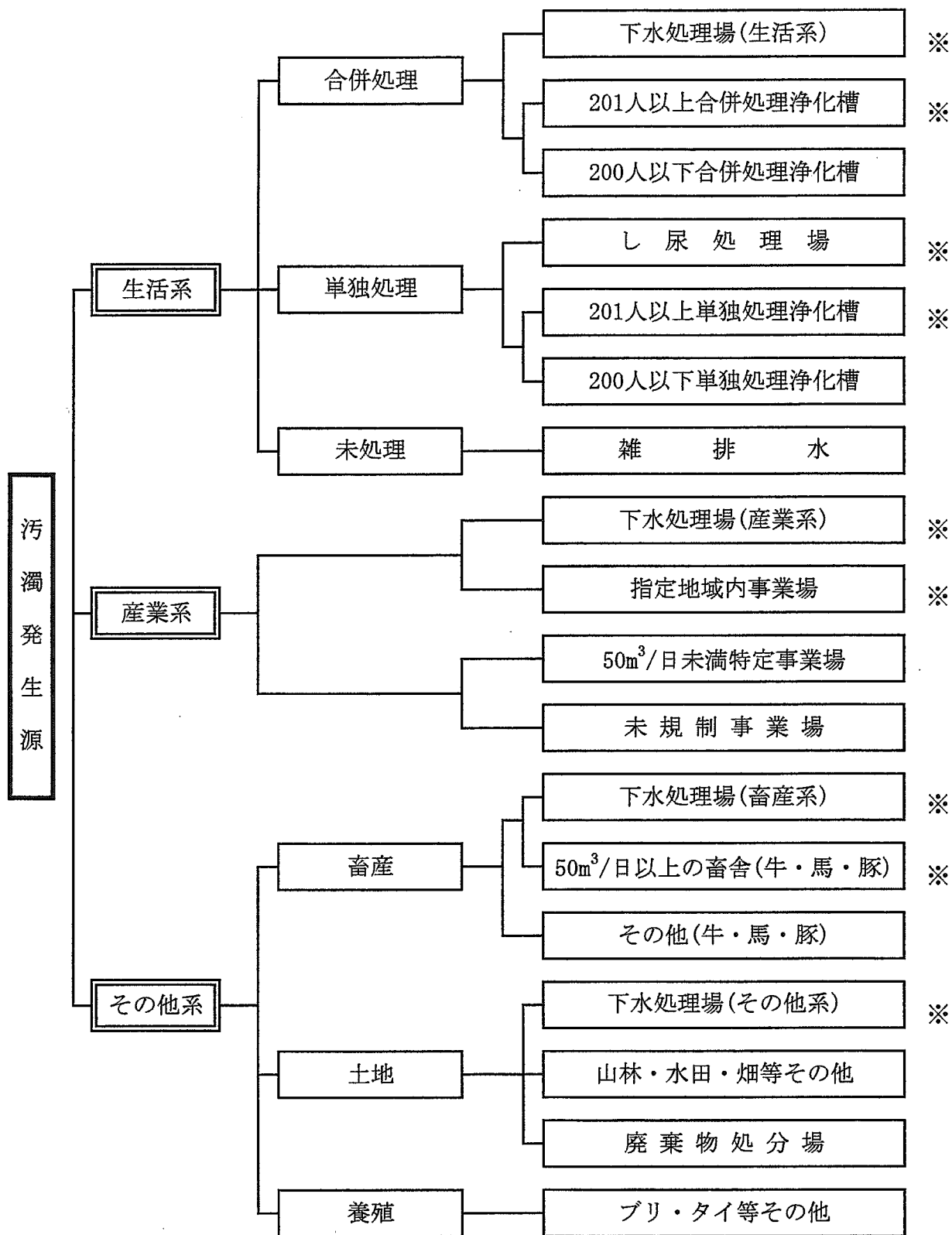
（６）総量規制基準の遵守

指定地域内事業場の設置者は、総量規制基準を遵守しなければならない。

都府県知事は、特定施設の設置又は構造等変更の届出があった場合、排水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、指定地域内事業場の設置者に対し、その届出を受理した日から６０日以内に限り、指定地域内事業場における污水又は廃液の処理の方法等について、事前措置命令を行うことができる。

また、特定施設の設置等の後、指定地域内事業場が総量規制基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、指定地域内事業場における污水又は廃液の処理の方法等について、改善措置命令を行うことができる。

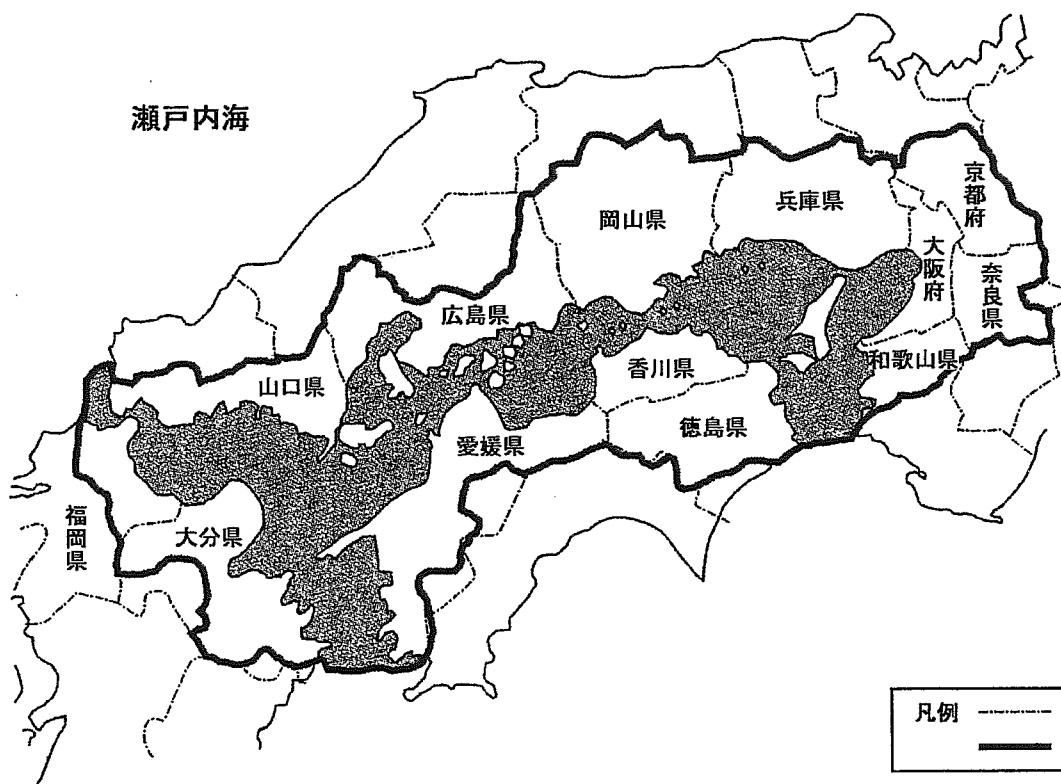
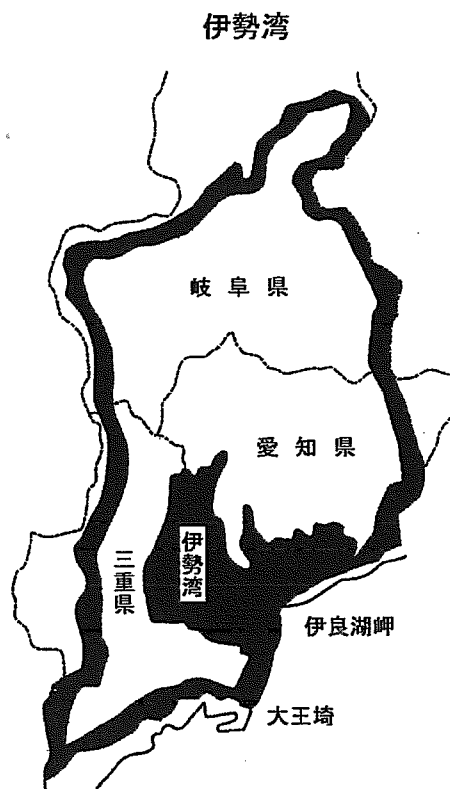
汚 濁 発 生 源 の 分 類



 : 発生源の区分

※ 総量規制基準の適用対象

対象水域及び対象地域



経緯

	基本方針策定	目標年度	※基準適用日	対象項目
第1次	昭和54年6月	昭和59年度	昭和55年7月1日	COD
第2次	昭和62年1月	平成元年度	昭和62年7月1日	COD
第3次	平成3年1月	平成6年度	平成3年7月1日	COD
第4次	平成8年4月	平成11年度	平成8年9月1日	COD
第5次	平成13年12月	平成16年度	平成14年10月1日	COD、窒素、りん

※既設事業場には基準適用猶予期間が設けられる。

水質総量規制制度の概要

